

# おもてなし

## 平成30年 宮津市新年賀詞交歓会のご案内

新年を迎えるにあたり、宮津市・宮津商工会議所共催による新年賀詞交歓会を次のとおり開催いたします。

新年の始まりを会員及び市民の皆さまと祝うとともに、新たな決意と結束を図る機会となります。

会員皆さまにおかれましては、多数のご来場をお待ち申し上げます。



【日時】平成30年1月4日(木) 午前11時より 【場所】みやづ歴史の館 文化ホール

## 女性会創立30周年記念事業が開催されました

去る10月25日(水)に当所女性会創立30周年記念講演会がみやづ歴史の館において開催されました。

当日は、講師のトレーナーズスクエア㈱ 代表取締役社長 岩崎由純氏より『やる気を引き出す魔法の言葉～ペップトーク～』をテーマに講演いただきました。常日頃、何気なく使っている言葉を前向きな言葉に置き換えることで、自分だけでなく周りの人たちのやる気を引き出すことができるなど、聴講者約300名は深い感銘を受け、今後企業の中ではもちろんのこと、

家庭、地域の中で役立てていきたいと感想がありました。

また、日を改め11月15日(水)には、天橋立ホテルにおいて当所役員、青年部役員の皆さまにご臨席いただき、創立30周年を祝う会を開催いたしました。

女性会会員26名の参加のもと、今井会頭より創立から30年間の活動に対し慰労の言葉をいただくと共に、この30周年を節目に一層の飛躍を遂げられたいと激励の言葉をいただきました。

また、30年間の写真がスライドショーで上映されると、あちらこちらから、「懐かしい」「若ーい」という声が上がリ、始終和やかな中での開催となりました。

今後、40周年に向かって会員一同、手を取り合って頑張ってまいりたいと存じますので、会員皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、引き続き女性会会員を募集しておりますので、ご興味を持たれた方は、宮津商工会議所（☎22-5131）へご連絡ください。



## 宮津商工会議所青年部新入会員募集中！！

あなたも宮津商工会議所青年部の一員となり、企業経営の勉強や会員との親睦を通して、情報交換や自己研鑽をはかり、事業所の発展、また自己のスキルアップに役立ててみませんか？ そして一緒に宮津を盛り上げましょう！！

お問い合わせ：0772-22-5131(事務局：矢野)



## 京都府と府内市町村からのお知らせ 平成30年度から個人住民税の特別徴収義務者を一齐指定します

### ○個人住民税の特別徴収とは？

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、給与支払いの際に従業員の方の個人住民税を給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく必要があります。地方税法上、個人住民税は特別徴収による徴収が義務とされています。

### ○メリットは？

- ・従業員の方が個人住民税支払いのために金融機関等へ出向く必要がありません。
- ・年12回に分けて納付するため、1回あたりの納付額が少なくなります。

### ※次の場合のみ特別徴収の対象外とすることができます

- 退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない方
- 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方
- 給与の支払いが不定期な方（例：給与の支払いが毎月でない）
- 他の事業所から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方、又は特別徴収される予定がある方（乙欄該当者）
- 専従者給与が支給されている方
- （a～e該当者を除いた）受給者総人員が2人以下の事業主

## □■□ 平成29年分 年末調整における留意事項 □■□

本年も年末調整を行う時期になりました。主な留意事項は以下のとおりです。  
ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。



### 1. 給与所得控除額の改正

平成29年分の所得税の計算において、給与収入1,000万円超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされています。この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」及び「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。平成29年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成29年分源泉徴収税額表」を、平成29年分の年末調整の際には、「平成29年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

### 2. 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までにその復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

### ◆配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正（平成30年から適用）◆

配偶者控除の額が改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

手続き等についてご不明な点がございましたら、宮津商工会議所までお気軽にお問い合わせください。（☎22-5131）

## 年末特別警戒

### 平成29年12月8日（金）～12月17日（日）



不正薬物・拳銃・テロ関連物資・金の密輸阻止のため、税関検査や情報提供などに協力ください。密輸に関する情報などあれば、下記までお電話ください。

舞鶴税関支署宮津出張所 ☎0772-22-2498

## 京都府最低賃金のお知らせ — 京都府最低賃金を25円引き上げ —



京都府最低賃金（地域別最低賃金）が平成29年10月1日から下記とおり改正されております。  
 京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者（パートタイマー・アルバイト等を含む）を使用することはできません。

京都府最低賃金	適用対象	改正前金額	改正金額
<b>時間額</b>	京都府下の事業場で働くすべての労働者及びその使用者	<b>831円</b>	<b>856円</b>

除外賃金

- 最低賃金には次の賃金は算入されません。
- ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ② 時間外・休日及び深夜割増賃金
  - ③ 臨時に支払われる賃金
  - ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都労働局労働基準部賃金室（☎075-241-3215）又は丹後労働基準監督署（☎0772-62-1214）にお尋ねください。



## 宮津商工会議所 ニュースピックアップ

9/30 Event

### 『第6回宮津商工会議所会頭杯ゴルフコンペ』を開催

宮津カントリークラブにおいて、九州豪雨被災者チャリティーコンペを総勢82名の参加のもと開催いたしました。なお募金いただいた79,000円については、日本赤十字社を通じて、被災地に送らせていただくと共に一部を台風18号による宮津の被災者への義援金とさせていただきます。

10/31 Seminar

### 『働き方改革』セミナーを開催

ビジネスマナーインストラクター 井上幸葉氏（葉ppiness代表）を講師にお招きし、「働き方改革セミナー」～「仕事のコツ」で効率UP自分働き方改革！～を開催しました（参加者29名）。効率UPのコツ「時間管理」（段取り）から組織内でのコミュニケーション等について講演いただき、「非常に良かった」21名（72.4%）、「良かった」7名（24.1%）、「普通」1名（3.4%）と高評価でした。（参加者アンケートより）

～1/8 Event

### 『冬のまちなみキャンドルinori ～キャンドルアップ～』を開催

宮津商工会議所が事務局を務める「細川忠興公・ガラシャ夫人生誕450年記念事業実行委員会」では、11月18日から来年1月8日までの間、大手川下流域のしらかべ、大手川ふれあい広場等のライトアップを毎晩午後5時から9時まで行います。是非一度ご覧ください。



## クリーンはしだて 1人1坪大作戦 【迎春 天橋立一斉清掃】

新年を迎えるにあたって、今年も『クリーンはしだて1人1坪大作戦【迎春 天橋立一斉清掃】』が実施されます。

寒い中での実施となりますが、美しいふるさとを子供たちに残すため、また世界遺産登録に向けた取り組みとして、皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

【日 時】平成29年12月10日（日）  
 8：45 受付・清掃開始  
 小雨決行

【集合場所】文珠…小天橋 府中…船越



### 年末・年始休館のお知らせ

12月28日（木） 仕事納め  
 12月29日（金）  
 ↓ 休館日  
 1月3日（水）  
 1月4日（木） 仕事始め



\*ご不便をおかけしますが、  
 よろしくお願いたします。

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

## こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室)